

# 寄附金等取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団（以下「この法人」という。）における寄附金等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (寄附金等の種類)

第2条 この規定で「寄附金等」とは、この法人の目的に賛同し、活動を財政的に支援する目的で寄附される現金等の財産で、代表理事が受入れを決定した次の各号のものをいう。

- (1) 用途を特定して寄附される財産
- (2) 前号以外の財産

## (受入の条件)

第3条 寄附金等を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附により取得した寄附金品を無償で寄附者に譲与又は、貸与すること
  - (2) 寄附金等の使用について寄附者が会計検査をすること
  - (3) 寄附申し込み後、寄附者がその意思により寄附金等の全部又は、一部を取り消すことができること
- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄附を受け入れない。
- (1) 寄附金等の受け入れに伴い、この法人の経費支出が著しく増大するおそれがある場合
  - (2) 寄附者の社会的な立場や信用に問題がある場合
  - (3) その他理事長が寄附を受け入れることが適当でないと認める場合

## (寄附の受入)

第4条 代表理事は、「寄附申込書」により、寄附の申し出を受けるものとする。

- 2 代表理事は、寄附を受け入れることが適当であると認めた場合には受領し、寄附者に対し、領収書等交付する。

## (寄附金等の用途)

第5条 用途が特定されていない寄附金等の用途について、その50%以上をこの法人の公益目的事業に使用し、残額をこの法人の法人会計に使用するものとする。

## (寄附金等の用途の変更)

第6条 代表理事は、次の各号に該当する場合は、第2条第1号の寄附金等の用途を変更することができる。

- (1) 寄附金が用途・目的に沿って使用できないこととなった場合
  - (2) 寄附金等の目的が達せられ、残額を他の用途に使用する場合
  - (3) 代表理事が他の用途で使用することが適当と認めた場合
- 2 代表理事は、前項の規定により用途の変更をしようとするときは、あらかじめ寄附者と協議しなければならない。

## (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が定める。

## 附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。